

事務連絡  
令和5年2月10日

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各國公立大学法人担当課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・市町村認可外保育施設主管課  
各都道府県・市町村保育主管課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習安全課  
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課

新入学児童等の交通事故防止に向けた警察との連携強化について（依頼）

このたび警察庁より、別紙のとおり、新入学児童等の交通事故防止に向け、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知依頼がありました。

春の全国交通安全運動は、周囲を取り巻く環境が大きく変わり、通行する道路交通環境にも不慣れな新入学児童等（小学校等への新入学児童及び幼稚園、保育所等への新入園児）をはじめとする幼児・児童の歩行中事故の防止が重点の一つとされ、例年、4月に実施されてきたところですが、令和5年度においては、統一地方選挙の実施に伴い、5月に実施されます。

そのため、各都道府県警察では、令和5年4月6日（木）から15日（土）までの10日間を基本とし、地域の実情等に応じた実施期間を定め、

○新入学児童等及びその保護者に対し、横断歩道の横断方法等について、参加・体験・実践型の交通安全教育

○通学路等における保護者・学校関係者との合同パトロール等の取組を重点として、交通事故防止対策を推進することとしております。

教育委員会、学校、保育所等においても、警察との連携を密にし、新入学児童等の事故防止に向けた上記取組を効果的に推進するようお願いします。

つきましては、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれでは所管の幼稚園、小学校及び特別支援学校（幼稚部又は小学部を置く学校に限る。以下同じ。）並びに域内の市町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所管の学校設置会社に対して、各都道府県私立学校主管課におかれでは所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園の設置者を含む）に対して、国公立大学担当課におかれでは附属幼稚園、小学校及び特別支援学校に対して、各都道府県・市町村保育主管課におかれでは域内の保育所に対して、各都道府県・

指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設主管課におかれましては所管の認可外保育施設に対して、周知されるようお願いします。

【問合せ先】

- 認定こども園に関する事  
内閣府子ども・子育て本部  
参事官（認定こども園担当）付  
Tel : 03-5253-2111（内線38446）
- 幼稚園、小学校及び特別支援学校（幼稚部・小学部）に関する事  
文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係  
tel : 03-5253-4111（内線2695）
- 保育所に関する事  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
企画調整係  
tel : 03-5253-1111（内線 4854）
- 認可外保育施設に関する事  
厚生労働省子ども家庭局総務課  
少子化総合対策室指導係  
tel : 03-5253-1111（内線 4838）

別紙

事務連絡  
令和5年2月7日

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課長

厚生労働省子ども家庭局保育課長 殿

警察庁交通局交通企画課長

新入学児童等の交通事故防止に向けた都道府県警察との連携強化について（依頼）

警察では、別添のとおり、新入学児童等の交通事故防止に向けた取組を教育機関等との連携を密にすることで効果的に実施するよう、都道府県警察に対し、指示することとしております。

つきましては、新入学児童等の交通事故防止に向けた取組がより効果的なものとなるよう、関係機関に対して、警察と連携した交通安全教育の推進等について周知していただきますようお願いします。

原議保存期間	1年（令和6年3月31日まで）
有効期間	二種（令和6年3月31日まで）

各管区警察局長 殿  
 各都道府県警察の長  
 （参考送付先）  
 庁内各局部課長  
 各附属機関の長

警察庁丙交企発第19号、丙交指発第5号  
 令和5年2月7日  
 警察庁交通局長

### 新入学児童等の交通事故防止に向けた重点的な取組の推進について（通達）

春の全国交通安全運動については、周囲を取り巻く環境が大きく変わり、通行する道路交通環境にも不慣れな新入学児童等（小学校への新入学児童及び幼稚園、保育所等への新入園児）をはじめとする幼児・児童の歩行中事故の防止が重点の一つであるところ、令和5年においては、統一地方選挙の実施に伴い当該運動が5月に実施される。

そこで、令和5年春の全国交通安全運動推進要綱の第10のとおり、4月においてこどもやその保護者等に対する交通安全教育、街頭活動についても十分に配意する必要がある。

各都道府県警察においては、令和5年4月6日（木）から15日（土）までの10日間を基本とし、地域の実情等に応じた実施期間を定め、

- 新入学児童等及びその保護者に対し、横断歩道の横断方法等について、参加・体験・実践型の交通安全教育
- 自動車・自転車の運転者に対し、歩行者保護のため、街頭活動による広報啓発・指導取締り
- 通学路等における保護者・学校関係者との合同パトロール

等の取組を重点として、新入学児童等を対象とした交通事故防止対策を推進されたい。

この際において、運動及び取組の趣旨を明確にし、効果的に活動を推進するため、例えば「令和5年春・〇〇県新入学児童等交通安全活動強化期間」などの名称を定め、効果的に広報することを考慮されたい。

また、教育委員会、学校、保育所等との連携を密にすることで、当該活動を効果的に推進されたい。

なお、内閣府、文部科学省及び厚生労働省から関係機関に対して本通達の内容が通知されるので、参考とされたい。